

個人が特定されたアイヌ遺骨等の返還手続に関するガイドライン

1. 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、『民族共生の象徴となる空間』作業部会報告（平成23年6月）及び「アイヌ遺骨の返還・集約に係る基本的な考え方について」（平成25年6月14日政策推進作業部会報告）を踏まえ、文部科学省が実施した「大学等におけるアイヌの人々の遺骨の保管状況の調査結果」（平成25年6月、平成26年1月更新）においてアイヌ遺骨を保管している旨回答した大学が、個人が特定されたアイヌ遺骨及び当該遺骨と一対一で対応する副葬品（返還時に係争中のものを除く。）（以下「特定遺骨等」という。）を祭祀承継者に返還するための手続に関して具体的な指針を定めるものである。

なお、個人が特定されていないアイヌ遺骨を保管する大学において個人が特定されたと認める場合は、速やかに文部科学省に報告し、本ガイドラインを考慮して返還の手続を進めることとする。

【参考】「民族共生の象徴となる空間」作業部会報告（平成23年6月）（抜粋）

（略）アイヌの精神文化の尊重という観点から、各大学等に保管されているアイヌの人骨について、遺族等への返還が可能なものについては、各大学等において返還するとともに、遺族等への返還の目途が立たないものについては、国が主導して、アイヌの人々の心のよりどころとなる象徴空間に集約し、尊厳ある慰霊が可能となるよう配慮する。

【参考】アイヌ遺骨の返還・集約に係る基本的な考え方について（平成25年6月14日政策推進作業部会報告）（抜粋）

2. アイヌ遺骨の返還・集約に係る基本的な考え方

（略）

- ③ 返還に当たっては、適切な相手先に確実に返還し、遺骨が何度も移転させられるような事態は極力避ける。（中略）
- ④ 遺骨と一対一で対応する副葬品については、遺骨と帰趨を共にするものとする。（中略）
- ⑤ 返還手続については、政府において、ガイドラインを作成するなど、関係大学と協力して検討を進める。（以下略）

2. 本ガイドラインにおける遺骨返還の考え方

特定遺骨等を返還する意向がある大学（以下「関係大学」という。）は、民法及び裁判例等を考慮し、返還を希望する祭祀承継者に返還するものとする。

(注) 判例では、遺骨の所有権は、民法 897 条に従って、慣習上死者の祭祀を主宰すべき者（祭祀承継者）に帰属するものとされている（最高裁平成元年 7 月 18 日第三小法廷判決・家裁月報 41 卷 10 号 128 頁ほか）。

【参考】民法（抄）

（祭祀に関する権利の承継）

第 897 条 系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。ただし、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者がいるときは、その者が承継する。

2 前項本文の場合において慣習が明らかでないときは、同項の権利を承継すべき者は、家庭裁判所が定める。

3. 返還に向けた手続

（1）返還に向けた事前準備

- 関係大学は、民法その他関係法令及び本ガイドライン等を考慮しつつ、申請者から返還の要請があった場合における特定遺骨等を返還するための手続を速やかに整備する。
なお、手続の整備に当たっては、特定遺骨等に係る返還申請から返還までの諸手続が、申請者等に過大の負担を与えないよう十分配慮するものとする。
- 関係大学は、特定遺骨等を祭祀承継者に確実に返還するため、祭祀承継者等の同意に基づく DNA 鑑定等による確認の実施について事前に検討し、必要に応じて規程を整備するものとする。

（2）特定遺骨等に関する情報の公開

関係大学は、特定遺骨等に係る遺族のプライバシーを尊重しつつ、特定遺骨等に係る以下の情報をホームページ等に可能な限り公開するものとする。

- ① 発掘・発見された時期
- ② 発掘・発見された場所
- ③ 性別、推定年齢
- ④ その他参考事項

（3）関係機関による情報の周知等

関係大学は、発掘・発見した場所が特定されている特定遺骨等については、3.（2）に定める特定遺骨等に関する情報の公開を行った後、文部科学省に報告を行う。文部科学省は、ホームページ等で当該情報を周知するとともに、当該区域を管轄する市町村及び(公社)北海道アイヌ協会等関係機関に対して、当該情報の周知等の協力を求めるものとする。

(4) 関係大学に対する返還申請

特定遺骨等の返還を希望する者は、関係大学に対して、当該大学の定める書類に、自己が祭祀承継者であることを示す書類（家系図、戸籍・除籍謄本等）を付して、特定遺骨等の返還を申請するものとする。

(5) 祭祀承継者の確認

- 3. (4) の申請を受理した関係大学は、特定遺骨等に関する情報と申請者から提出のあった書類を総合的に勘案して、申請者が祭祀承継者であることを確認することとする。
- 関係大学は、特定遺骨等について申請者から提出された書類のみでは祭祀承継者であるか確認できないときは、祭祀承継者となる可能性のある者同士による同意又は家庭裁判所の判断等によって祭祀承継者を決定するよう当該申請者に求めるものとする。
- 関係大学は、申請者が祭祀承継者か否かの確認を行う際又は返還に必要なDNA鑑定等を利用する際等には、必要に応じて、客観性・中立性を確保する観点又は技術的な助言を得る観点から、例えば、申請者と直接的な利害関係のない者であって、アイヌの文化を継承する者や相続に関する法制又はDNA鑑定についての専門的知見を有している者等により構成される第三者委員会等を設置して意見を聞くものとする。

(6) 祭祀承継者でないことが確認された場合

関係大学は、申請者が祭祀承継者でないことが確認された場合は、その旨を申請者に通知するものとする。

4. 返 還

- 関係大学は、申請者が祭祀承継者であることを確認した場合には、申請者に当該特定遺骨等を返還することとする。
なお、特定遺骨等の返還に当たっては、尊厳をもって扱うよう十分配慮することとする。
- 関係大学は、申請者と協議の上、当該特定遺骨等の返還について、引き渡し日時、場所及び方法等を決定することとする。
なお、申請者との合意は、書面をもって行うものとする。
- 特定遺骨等の返還に係る搬送に際し発生する費用については、関係大学と

申請者との間で協議することとし、原則として関係大学が負担することとする。

5. 返還の目途が立たない場合

- 次のいずれかに該当する特定遺骨等については、別に定めるところにより、北海道白老町に整備する「民族共生の象徴となる空間」に集約するものとする。
 - ① 祭祀承継者から返還請求がなかった場合
 - ② 祭祀承継者を特定することができなかった場合

6. その他

- 関係大学は、返還手続の実施状況について、文部科学省に随時報告するものとする。

- 文部科学省は、関係大学からの報告を取りまとめ、内閣官房と協議の上、アイヌ政策推進会議及び同政策推進作業部会に報告するものとする。

- 3.(1)に係るDNA鑑定等本ガイドラインに基づく返還に向けた手続に係る詳細、及び個人が特定されていない遺骨であって現在大学が保管するものについてのDNA鑑定等による個人の特定の可能性や実効性等に関し、今後、文部科学省において検討を行うものとする。